

避難確保計画に基づく一斉避難訓練を津市内で実施しました



- 平成29年6月の水防法・土砂災害防止法の改正で、洪水による浸水が想定される区域や、土砂災害(特別)警戒区域内で、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画（以下「計画」）の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。
- これを受け、国土交通省では計画の作成率向上を目的に、平成29年度に全国のモデル都市として選定された津市において、計画作成を支援する施設向け講習会を開催しました。平成30年度は、策定された計画の実効性を確認するため、津市内の施設を対象に一斉避難訓練を試行的に実施しました。
- 当日は、津市役所からFAXで付与される、水位情報や避難準備・高齢者等避難開始情報、避難勧告等に基づき、各施設において、状況に応じた避難訓練を実施しました。訓練で得られた反省点や改善点は、計画の見直しに反映させて、より実効性を高めていくことにしています。

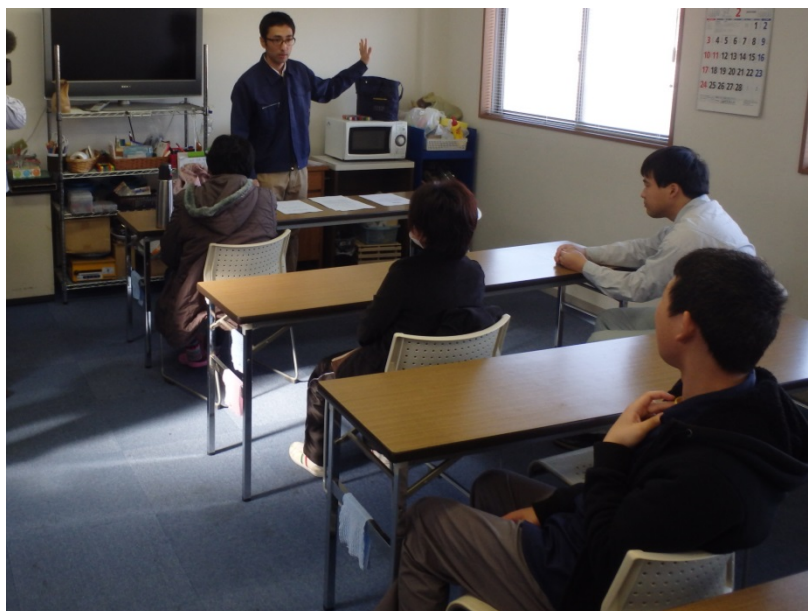
- 開催日：平成31年2月5日(火) 10:00～12:00
- 場 所：津市内の要配慮者利用施設の内、23施設で同時実施
- 主 催：国土交通省中部地方整備局、津市
- 協 力：三重大学工学研究科 川口 淳 准教授(津市防災アドバイザー)



河川情報の収集



避難開始の判断



施設職員から利用者への降雨・河川水位の状況説明と避難訓練状況（津市内の障害者就労支援事業所にて）